

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870689

研究課題名(和文)高齢者の意思能力の程度に応じた権利擁護と福祉専門職・家族等の「かかわり」

研究課題名(英文) Advocacy according to the mental capacity and the specialized support for elder and their family

研究代表者

三輪 まどか(MIWA, MADOKA)

南山大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：30516084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)： 高齢者の意思決定にあたり問題が生じる大きな場面は、第1に、介護が必要になったとき、第2に、認知症などにより自分で何も決めることができなくなったとき、である。その場合頼りになるのは、家族・親族のみならず、専門職や施設・事業所であり、そのあり方を探るために2つの調査を実施した。1つめの調査では、福祉専門職が果たす「つなぐ」「連携する」という役割が、多様化する高齢者およびその家族・親族のニーズをかなえるために必要だという結論に達し、もう1つの調査では、介護契約に基づき介護サービスを受ける際に、高齢者およびその家族に対し、よりわかりやすい契約書が依然として必要であることがわかった。

研究成果の概要(英文)： A problem occurs on the occasion of the decision making of the elderly person that, first, when care was necessary, second, when I was able to decide nothing by oneself by dementia. In that case, it is reliable to not only a family and a relative, but also long-term care facilities and social workers. So I was carried out two surveys. In the first survey, I reached the conclusion to necessary to the social workers's role, "to cooperate" or "to join together", for the elderly person who diversified and the family, relative. In second survey, I reached that a more plain care contract was still necessary.

研究分野：社会保障法

キーワード：介護契約 福祉専門職の役割 高齢者と家族の対立 介護事業所 認知症高齢者 意思決定

1. 研究開始当初の背景

意思能力が低下しつつある高齢者や認知症高齢者を支える法制度として導入された介護保険制度と成年後見制度は、施行後12年を超え、再検討の時期に入っている。いずれの制度も、高齢者が、安心した老後を過ごすことができるよう、自らの「老い」に備え、自らの選択のもと、自らが望む生活が得られる制度として導入された。それらは、介護保険制度においては介護契約という形で実現し、成年後見制度においては任意後見契約という形で実現した。者とその家族間で締結される介護契約のあり方、ならびに、自己決定が可能な高齢者の財産管理のあり方について研究をすすめてきた。

2. 研究の目的

従来の私の研究における最も脆弱な点は、既に意思能力が低下した者を支援する制度に関する考察が弱く、研究が進んでいないという点である。さらに言えば、介護契約についての調査から10年近く経過しており、データの有効性についても問題があるという点である。

そこで、本研究では、必ずしも意思能力が十分でない高齢者の介護と財産管理をどのようにはかっていくかという視点で、再度、高齢者の自己決定のあり方について考えてみたい。なお、私が研究対象としている英国については、2005年意思能力法に基づく「ベスト・インタレスト」概念(本人にとっての最善の利益)の必要性を説く菅富美枝准教授による研究成果(『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理--ベスト・インタレストを追求する社会へ』をはじめとする諸論文)が顕著であるため、私自身の研究の方向性としては、我が国の実態を踏まえた研究を進めていくことを目的としたい。

3. 研究の方法

そこで、この研究の推進にあたり、以下2つの調査を試みることにした。第一に、従来の研究において残された課題であった、意思能力が低下した高齢者に対して、後見の専門家がどのように関わっているのかを明らかにすること、第二に、介護契約において、意思能力が低下した高齢者に対し、介護事業者・施設がどのように対応しているかを明らかにすること、である。これら2つの調査を考察することにより、よりよい老いを迎え、要介護状態になったとしても、自分らしく生きるという「自己決定」とそれをどういった機関がどこまで関与し、保障していくか、その法制度のあり方を考えるきっかけになるものと思われる。具体的には、以下の2つの調査を実施する。

第1に、後見業務に関わる専門職に対するアンケート調査である。福祉専門職が、高齢者自身の意思をどのように把握し、高齢者

の家族との関係をどのように築いているかについて調査するため、当初はヒアリング調査を予定していたが、調査にあたって何度か研究会を開催し、ケースごとに対立の状況、およびその解決方法について聞く、書面調査を実施する。

第2に、平成15~16年に実施した「厚生労働省科研費『福祉契約と利用者の権利擁護に関する法学的研究』」(主任研究者:本澤巳代子筑波大学教授)における東京都内の施設及び事業所の再調査であり、福祉契約研究会における調査で使用したアンケート用紙「介護保険のサービス利用契約に関するアンケート調査」を元に、再度アンケート用紙を作成して、東京都内にある訪問介護事業所(当時1,801カ所)および介護施設(当時1,785カ所)に送付するとともに、実際使用されている利用契約書のサンプルを収集する「サンプリング調査」を実施する。

4. 研究成果

(1) 後見業務に関わる専門職に対するアンケート調査と調査から得られる示唆

本調査は、後見業務にかかわる専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象に、その業務にあたって、高齢者とその家族・親族をめぐる対立があったかどうか、また、その対立に対し、自分はどういった関わりをしたかについて尋ねる調査であった。

調査は、大分県内で後見人・保佐人・補助人を務める専門職を対象とし、150部の調査表を配布。回収できた調査票は62部、回収率は41.3%であった。

また、本調査は、それぞれが対応した事案(ケース)の場面(シーン)ごとに記述する方式とし、1部について5ケースの記入ができるものとした。同一人物による回答が多いこともあったが、場面としては、106シーンの回答を集計したものである。

調査結果の内容は、主に次の5点に集約できる。第1に、本人・家族等、あるいは家族等間で対立が生じやすい事柄として、使い込みの回収・調査、それがより悪質になった横領が最も多いということ、第2に、その対立の原因と考えられることは、本人・家族等の特性、財産の有無、親密さ・疎遠さ、制度・法律の熟知・無知のうち偏りが出ず、それぞれ同様の比率となったこと、第3に、対立が解消・緩和した要因のうち、専門職のかかりという点からみても、ソフトな順から、説明<交渉<裁判所の介入<法的対応となるが、ソフトな対応は社会福祉士による対応が多く、ハードな対応は、弁護士による対応となっていること、第4に、専門職が最も困難だと感じることは、多い順に、説明・理解の困難さ、対立そのものや本人の意思の尊重、家族の信頼や協力を得ること、立ち位置とい

ったものであること、がわかった。第5に、専門職間に最も有意な差がでたものとして、同職種・他職種との連携という点が挙げられた。社会福祉士は積極的に同職種・行政・裁判所に連携・助言・支援を求めるのに対し、他の職種はそうした行動はみられなかったことである。

これらの結果から、専門職種での対処の方法の違い、とりわけ社会福祉士の「つなぐ」「連携する」という役割は、高齢者およびその家族・親族の日常生活の多様性を考慮すれば、非常に重要であり、今後ますます重要視されるべきものである。また、専門職種によって何らかの業務のすみ分け、あるいは、役割の定式化を図った方が、高齢者およびその家族・親族にとって利益になることもあると思われる。一方で、職種に関係なく、後見人としての困難を浮き彫りしたことに意義があると言える。

また、本調査において、2つの課題が浮き彫りになった。1つは、専門職を対象としたアンケート調査であったため、当事者である、家族等の立場に立っていない、つまり、自分にとって第三者の眼が必ずしも正確とは限らないという点である。もう1つは、本アンケート調査で、専門職にとっても重要な助言機関として挙げられたのは、家庭裁判所であった。成年後見制度を監督する立場としても重要であり、家庭裁判所の役割についての考察も課題として残っている。この2つを明確にすることができたという点でも、今後の研究の方向性を決める重要な内容であったと考える。

(2) 介護保険サービス提供時の契約書サンプリング調査および契約締結過程におけるアンケート調査と調査結果から得られる示唆

本調査は、東京都にある介護事業所、介護施設に対して、当該事業所・施設で実際に使用している契約書・契約書別紙・重要事項説明書(いわゆる3点セット)を送付いただくとともに、介護契約の際の契約書の利用状況および説明の状況について尋ねた調査である。なお、この調査と同様の調査は、2003年にも実施されており(以下「2003年調査」という)、今回の調査は13年経てどのくらいの変化があったかを知るためのものである(今回の調査を「2016年調査」とする)。

実際には、東京都内に事業所・施設を有する法人のうち、できるだけ重複がないよう2,942箇所の法人へアンケート調査票を送付した。そのうち、既に事業所・施設を閉じられ、あるいは移転され、返送された調査票は62通であった。これらを除き、回答を返送いただいた法人は249箇所であり、アンケート回収率は8.6%となった。内訳は、有料老人ホーム15箇所、介護療

養型医療施設1箇所、特別養護老人ホーム36箇所、老人保健施設2箇所、訪問介護事業所179箇所、その他16箇所である。

調査結果の主な内容は、次の4点である。第1に、2003年時に比較し、家族に対する説明よりも、利用者本人に対する説明を重視している施設・事業所が多いこと、第2に、契約締結時に説明する内容としては、サービス内容と料金であり、これは2003年時と変わらないこと、第3に、契約締結後のトラブルとして、2003年調査では「介護保険対象サービスの範囲」および「サービスの具体的な内容や手順」が4割を超え多かったものの、2016年調査では、「介護保険対象サービスの範囲」のみが4割を超えていたこと、第4に、トラブルや問題の対応として、契約書どおりの対応をするものの、利用者の要望を優先させる事業所・施設が多く、利用者の特性を踏まえた、サービス業としての柔軟な対応をしている様子が伺えることが挙げられる。

これらの結果から、介護保険が定着し、13年経た今でも、介護契約締結時および締結後において、介護保険内・外のサービスを説明するためのパンフレットの作成やわかりやすい介護サービス利用契約書の提示などが求められていることがわかった。

また、いただいた契約書等については、現在分析を進めており、2003年との比較も含め、2018年度内に刊行を目指す書籍の中で触れる予定である。

(3) 2つの調査から得られた示唆

以上2つの調査より、高齢者とその家族・親族が、高齢者本人の老いを支えるためには、主に福祉専門職・事業者の支え、あるいはかかわりが必要であること、また、その福祉専門職・事業者に対する、制度的なフォローが必要であることも明らかとなった。

後者について具体的には、後見に関して言えば、家庭裁判所の関与や後見に特化した相談・連携機関、後見を専門とする資格などであり、介護契約に関して言えば、その内容についてチェックやアドバイスをする専門機関やモデルの提示などである。

これらの機関や資格などの創設は、制度をいかに運用していくかを考える国の役割であり、今後はこうした機関の設置あるいは、よりよい環境作りに対する研究が必要だと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

三輪 まどか、後見監督責任に関する一

考察-後見監督に関する 3 つの裁判例を
素材として、アカデミア社会科学編、査
読無、2017 年、第 12 号、91-111、
<http://id.nii.ac.jp/1179/00001022/>

三輪 まどか、高齢者とその家族・親族
をめぐる対立と専門職の「かかわり」－
専門職に対するアンケート調査結果－、
アカデミア社会科学編、査読無、第 11 号、
2016 年、89-103、
<http://doi.org/10.15119/00000824>

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://miwamadoka.sakura.ne.jp/download.html>

(2 つの調査結果を記したパンフレットを
ダウンロードできるようにしている)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

三輪 まどか (MIWA, Madoka)
南山大学・総合政策学部・准教授
研究者番号 : 3 0 5 1 6 0 8 4

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :

(4)研究協力者

()